◇**刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二九〇号）（法務省）

1　刑事訴訟法第三五〇条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪に、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の罪を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行の日（令和二年一〇月一日）から施行することとした。

◇**公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二九一号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二二号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇**確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九二号）（厚生労働省）

1　一定の企業年金基金について、事業主において選定する代議員の定数の下限を定めるものとした。（第一〇条の二関係）

2　積立金の額が一定額以上の事業主等について、資産運用委員会を設置するものとした。（第四六条の二関係）

3　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇**年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二九三号）（厚生労働省）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。

◇**自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

海上自衛隊の情報業務群を廃止し、艦隊情報群を新編することに伴い、関係規定を整備することとした。（第一五条の二、第一八条の八及び第一八条の九関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

海上自衛隊の情報業務群を廃止し、艦隊情報群を新編することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十二号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の四第四項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項各号を次のように改める。

一　法第八十六条の四第一項の文書の添付文書　次に掲げる文書

イ　法第九十二条第一項の規定による供託をしたことを証明する書面（公職の候補者となるべき者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ　公職の候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本

二　法第八十六条の四第二項の文書の添付文書　前号に定める文書並びに公職の候補者となるべき者の承諾書及び推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村の選挙管理委員会の委員長の証明書

第百三十二条の八第一項の表法第百四十二条第一項第七号のビラの数の項中「　　」を「　六百枚　」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三